

会 議 録

会議名	令和6年度第2回苅田町環境審議会(次期ごみ処理方式)			
開催日時	令和6年7月26日(金)	開会	10時00分	
		閉会	11時35分	
開催場所	苅田町役場 4階 401会議室			
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事(質疑応答) 4 次回の審議内容について 5 閉会			
公開・非公開の別	公開	傍聴者数	0人	
委員出欠状況 (全10名)	会長	高見 徹	有識者	出席
	副会長	辻井 麻衣子	有識者	出席
	委員	末石 伸二	町議会議員	出席
	委員	白石 学	町議会議員	出席
	委員	中村 祐司	関係行政機関	出席
	委員	江藤 拓也	関係行政機関	出席
	委員	永嶋 恭博	関係行政機関	出席
	委員	梅田 俊明	区長連合会	出席
	委員	野田 嘉雄	商工会議所	出席
	委員	松岡 麻利子	一般公募	出席
事務局	環境課長 笠本 祐司			
	環境課副課長 内山 昌彦			
	環境課 廃棄物対策担当 川上 卓己			
	環境課 廃棄物対策担当 藤岡 良成			
配布資料	環境課 廃棄物対策担当 宮野 秀哉			
	1. 次第			
	2. 説明資料(パワーポイント資料)			
	3. 【資料1】各ケースのまとめ(事業費比較)			
4. 【資料2】中継施設の供用開始時期を早めることによるメリット(トータルコストの削減)				

令和6年度第2回苅田町環境審議会(R6.7.26) 会議録

発言者	発言内容
笠本課長	<p>ただいまより、令和6年度第2回苅田町環境審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また猛暑の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。司会進行をさせていただきます環境課長の笠本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本審議会の傍聴につきましては、7月10日から24日までの期間、苅田町のホームページで告知し、希望者を募集しましたが、申し込みはありませんでした。続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日、お手元にお配りしている資料は、本日の会議次第、ホッチキス留めしておりますパワーポイント資料、A3資料が2枚、それぞれ【資料1】・【資料2】と記載しているものです。お揃いでない方は挙手をお願い致します。大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは続きまして、議題の2.「会長挨拶」ということで、高見会長よりご挨拶を承ります。よろしくお願いいたします。</p>
高見会長	<p>皆さんおはようございます。本日は第2回の環境審議会ということで5月20日に次期ごみ処理方式について苅田町長から諮問いただいた内容について、引き続きご検討いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
笠本課長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして次第の3.「議事」です。ここから、議事進行は高見会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
高見会長	<p>はい。それでは本日の審議に入ります。</p> <p>まず、お手元の資料をご覧くださいながら、事務局から資料に沿って説明いただきたいと思っております。そのあと、質疑応答の時間を設けますので質問などはその時にお願ひします。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
内山副課長	<p>それでは事務局より資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>座って説明させていただきます。環境課副課長の内山です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>前回と同様、前方のスクリーンにお手元配布のパワーポイント資料を映しておりますので、基本的には前方のスクリーンをご覧くださいと思います。後程A3資料をご覧ください。箇所がありますので、その際は改めてお知らせ致します。では始めさせていただきます。</p> <p>PowerPoint 資料 P1</p> <p>開催日程ですが、審議期間中に審議会委員の任期が10月5日で切れてしまいます。そのため更新手続きをさせていただきます。ご対応の程よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は第2回目の審議となります。内容といたしましては、前回、委員の皆様からいただいたご質問、ご意見について、事務局の回答を再度整理いたしましたので、まずはその点をご説明させていただきます。</p> <p>また今回の本題である、各処理方式のコスト比較では、各処理方式における「建設工事費」と「維持管理費」を算出し、20年間の総事業費を比較しております。さらに、事業費以外の重視すべき評価項目も加えて、総合的な評価を行い、事務局案としてまとめております。</p> <p>事務局案についてはご審議をいただき、審議会としての方針を決定していただきたいと考えております。</p>

内山副課長	<p>PowerPoint 資料 P2</p> <p>前回のまとめで、こちらは前回委員の皆様にご了解をいただいたものとなります。</p> <p>1つ目、RDF化方式は、建設当時の環境問題の解決など、一定の成果が認められました。しかし、焼却方式に比べて高コストであり、脱炭素の面からも不利となります。</p> <p>2つ目、次期ごみ処理方式については、国が求める将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理の確保が図られる方式とする。大多数の自治体が採用している焼却方式であれば、それが可能と考えています。近年建設されている焼却施設は多くの新技術により環境負荷が軽減されており、RDF化方式の施設では受け入れができない災害廃棄物の処理にも適しているなどの利点があります。</p> <p>3つ目、施設整備の方法については、町単独での整備ではなく、国の指針、県の計画に従い、北九州エリア内を基本に、広域処理を検討することとします。</p> <p>PowerPoint 資料 P3</p> <p>続いて、前回、委員の皆様からいただいたご質問、ご意見の要旨をまとめております。</p> <p>1つ目、RDF化方式の廃止に伴う地域経済、主に引受先の企業への影響について。二つ目、焼却方式を採用した場合のエネルギー利用、おもに発電の可能性について。三つ目、広域化において、北九州市という一択ではなく、隣接市町である行橋市・みやこ町との連携の可能性について。</p> <p>1つ目と2つ目については、次のスライドから改めて説明します。3つ目については、今回の本題に関わる部分のため、各処理方式のコスト比較の中で詳しくご説明したいと思います。</p> <p>PowerPoint 資料 P4</p> <p>まず1つ目のRDF化方式の廃止に伴う地域経済や産業、主に引受先企業への影響についてです。委員からの「現在引き受け先となっているセメント会社がRDF化方式をやめた場合に収益が下がるのではないか。」というご質問に対して、事務局より「処理方式の変更により、セメント会社に委託している業務が減るため、その分だけ切り取れば、当然収益が減ることになります。ただし減収となる側面だけではないため、現エコプラントの取締役でもあるセメント会社とは引き続き連携を密にしていきたい。」と回答しております。</p> <p>次のスライドでは、現在セメント会社に委託しているごみ処理業務の内容、令和5年度の実績額をご説明したいと思います。</p> <p>PowerPoint 資料 P5</p> <p>現在、苅田町からセメント会社であるUBE三菱セメント株式会社に委託している処理業務を示しております。まず右上の「RDF処理業務」はエコプラントで可燃ごみから製造したRDFを処理する業務です。具体的には、セメントの製造過程において、補助燃料として利用してもらうこととなります。</p> <p>実績額は、令和5年度で約7,122万円となります。これはRDF施設の廃止に伴い、なくなる業務となります。この部分が今回でいう減収となる部分となります。</p> <p>次に、「一般廃棄物残渣処理業務」は、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターにおいて解体処理した木製品、プラ類などの残渣物を焼却処理する業務です。実績額は、令和5年度で約897万円となります。これは可燃ごみの処理が他</p>
-------	---

の方式に変更になった場合でも存続する業務のため、減収とはならない部分となります。

PowerPoint 資料 P6

次に焼却方式におけるエネルギー利用、主に発電の可能性についてです。委員からの「現状の苅田町の処理施設の規模では小さ過ぎるので、発電等のエネルギー利用はできないと聞いているが、1市2町で処理施設を建設した場合などはその可能性が出てくるのではないか。」というご質問に対して、事務局より、「規模がある程度大きい施設でなければ効率的な運営を行えない。発電効率が悪い施設になれば、それだけコストがかかることになるので、本末転倒となってしまう。」と回答しております。

次のスライドから、発電効率の良い施設を作るために、その目安となる施設規模や発電効率についてご説明したいと思います。

PowerPoint 資料 P7

まず、発電設備を有する焼却施設の数について、日本全国の焼却施設のうち、どれだけの施設が発電設備を持っているのかという数字になります。環境省の「一般廃棄物実態調査」の令和4年度実績値から、焼却施設1,017施設のうち、402施設が発電設備を持っていることがわかります。

発電設備を持っている402施設の1日の平均処理能力、発電効率をまとめたものが次のスライドになります。

PowerPoint 資料 P8

表の上からストーカ式焼却炉に代表される焼却施設は314施設が発電設備を有しており、1日の平均処理能力は約323トン、平均発電効率は14.2%です。ガス溶融化施設は85施設が発電設備を有し、1日の平均処理能力は約232トン、平均発電効率は14.6%です。

では、発電効率が良いということの目安は何かということですが、ごみ処理関連施設を建設する場合の国の補助メニューとして、循環型社会形成推進交付金という補助金があります。一般的な交付率は、発電設備を有する焼却施設を建設する場合、建設費用の3分の1がもらえるものとなります。さらに環境省が設定した発電効率をクリアした施設については、補助率の嵩上げが行われます。

スライド中段になりますが、環境省は、高効率ごみ発電施設整備マニュアルにおいて、施設規模ごとに高効率となる発電効率を設定していますので、その数値を参考に見てみたいと思います。

それによると、発電設備を有する焼却施設の平均施設規模である323トンの場合、高効率となる発電効率は18.5%であり、現状の平均発電効率から大きく離れていることがわかります。環境省が示すマニュアルにおいても、「施設を大型化すること」が、発電の高効率化の点からは望ましいと強調されているところですが、ある程度大きな施設であっても、高効率な施設とするためにはハードルが高いものと思われれます。

PowerPoint 資料 P9

環境省のマニュアルで示された高効率となる発電効率の数値が、赤枠で囲んだ部分になります。その右側、各方式における施設規模ごとの発電効率、この発電効率の値は、建設当初の「仕様値・公称値」となっており、経年劣化により効率が落ちてくることが考えられますが、現状を示した数値として考えたいと思いま

内山副課長

内山副課長	<p>す。環境省が示した数値を超える施設には、循環型社会形成推進交付金の補助率が3分の1から2分の1に嵩上げされることとなりますが、平均値から見て、その数値をクリアにしているエリアは「100トン超えから150トン以下」のエリアのみとなっておりますので、施設を大規模化するだけでなく、計画的な施設になるように十分な検討が必要となります。</p> <p>PowerPoint 資料 P10</p> <p>まとめとなります。国が示す、効率的な発電、効率的なエネルギー利用の点からも、広域化、集約化により、施設を大型化することが望ましいこととなります。今回のコスト比較で設定した施設規模、つまり処理施設の1日当たりの処理能力は、苅田町単独の場合47トン。1市2町で連携した場合に148トンとなります。</p> <p>先ほどの平均発電効率から考えれば、1市2町で焼却施設を新設する場合には、発電設備を設置するインセンティブが高くなると思われます。しかし、建設当初に十分な検討を要することは言うまでもなく、経年劣化による維持管理費の増加などを踏まえた長期的な視点で整備を考えていく必要があります。</p> <p>前のスライドで「100トン超、150トン以下」の平均値だけが高効率の数値をクリアしており、ちょうど1市2町の施設規模もその範囲に入ることとなります。その範囲の48施設においては、そのうちの4分の1にあたる12施設が発電効率20%を超えていることから、一部の高効率な施設が平均値を押し上げていくと見ることができます。</p> <p>発電効率は施設ごとの差がかなり大きいことから、十分な検討を行う必要があります。</p> <p>PowerPoint 資料 P11</p> <p>3つ目として、広域化における隣接市町との連携の可能性についてです。委員からの「北九州市へごみ処理を委託した場合の事業費、1市2町で焼却施設を建設した場合の事業について、金額はすでに試算しているのか。」というご質問に対して、事務局より「2回目の審議会において想定されるケースを整理し、各ケースの事業費をお示ししたい。」と回答しています。</p> <p>今回の審議内容である「各処理方式のコスト比較、最適な処理方式の決定」については、A3資料の【資料1】各ケースのまとめ(事業費比較)に整理しておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>次のスライドから資料1の各項目等をご説明しますが、ここで説明者を交代させていただきます。ご清聴ありがとうございます。</p>
川上	<p>それでは引き続き、ご説明させていただきます。環境課廃棄物対策担当の川上と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>ここからは、お手元配布のA3資料、【資料1】各ケースのまとめ(事業費比較)をご覧ください。前方のスクリーンと交互にご覧いただければと思います。【資料1】の各項目について、その概要を説明させていただきますが、パワーポイント資料の各ページ上部に【資料1】の説明箇所がわかりやすいように、画像として貼り付けております。</p> <p>出来得る限り丁寧な説明を心掛けたいと思っておりますが、途中で説明箇所がわからなくなった場合はそちらでもご確認いただけます。それでは始めさせていただきます。</p> <p>PowerPoint 資料 P12</p> <p>左上から「ケース、概要、処理方式」についてです。今回想定したケースは全部</p>

川上	<p>で5つとなります。ケースの左側から、1番目、町単独でのRDF施設の更新。2番目、町単独での焼却施設の新設。3番目、1市2町すなわち行橋市、みやこ町、苅田町での焼却施設の新設。4番目、町単独での中継施設の新設。5番目、1市2町での中継施設の新設となります。</p> <p>この5つのケースにつきまして、建設工事費を含めた20年間の総事業費を比較しております。今後は、ケース①、ケース②という言い方で進めさせていただきますので、お願いします。</p> <p>まずケース①についてです。RDF施設の更新になりますが、現在の施設をそのままの形で更新することは、業者が不在のため、不可能です。前回の審議でご紹介した、より二酸化炭素の排出を抑えたRDF化方式であるトンネルコンポスト方式、こちらを採用した場合の総事業費として算出しております。</p> <p>ただし、前回のまとめにおいて、「RDF化方式やトンネルコンポスト方式に代表される固形燃料化方式は、今後本町においては採用できない」という結論に至りましたので、ケース①につきましては、あくまで参考ケースとしてご覧いただければと思います。</p> <p>PowerPoint 資料 P13</p> <p>次のスライドに移ります。</p> <p>ケース②、ケース③については、焼却方式による処理、具体的にはストーカ式焼却炉を備えた焼却施設を新設した場合となり、町単独でのケースと、行橋市、みやこ町を含めた1市2町共同でのケースについて、同じように、建設工事費を含む20年間の総事業費を算出しております。</p> <p>続いて、ケース④、ケース⑤につきましては、北九州市へごみ処理を委託する方式で、その際に必要となる中継施設、よくりセンターという言い方をされますが、これを新設した場合、同じく町単独でのケースと1市2町でのケースについて、総事業費を算出しております。</p> <p>PowerPoint 資料 P14</p> <p>続いて、処理能力、日量についてとなります。</p> <p>町単独でのケースと1市2町でのケースについて、建設工事費の算出根拠となる「施設規模」を設定しております。</p> <p>先ほどエネルギー利用のまとめで御説明した「施設規模の想定」で、町単独であれば47トン、1市2町であれば148トンという数字が出てきましたが、こちらと同じ数値となっております。その施設が1日で処理できる最大処理能力という考え方を採用しております。</p> <p>まず、町単独についてですが、今回新たに10年間の基本計画を策定させていただきました。この新ごみ処理基本計画の中で、ごみ排出量の年間推計値、こちらの中から最大値である令和15年度の11,140トン、こちらを年間稼働日数260日、260日の根拠は、週5日稼働を52週続けた場合です。その数値に変動係数 1.1 を掛けた数字で47トンとなります。</p> <p>変動係数につきましては、お盆や年末年始など時期により、1日当たりのごみ排出量が平均値から、約1.1倍から1.2倍に増加する場合があります。また、町単独での建設を行う場合には、災害廃棄物処理の観点からある程度余裕を持った施設規模とすることが必要であることから、加えたものとなります。</p> <p>続いて1市2町のケースについては、苅田町の47トンに、行橋市とみやこ町の日量を足したものとなります。行橋市とみやこ町の日量については、令和4年度「一般廃棄物実態調査」の年間ごみ排出量、こちらは実績値となりますが、それを年間稼働日数260日で割っております。その数値が101トンとなりまして、</p>
----	--

川上	<p>47トンと合わせて148トンとなります。</p> <p>PowerPoint 資料 P15</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>続きまして、供用開始年度についてとなります。各ケースの供用開始年度については、先行事例及び先進自治体の検討資料を参考に設定しております。</p> <p>まずケース①についてですが、三豊市の「バイオマス資源化センターみとよ」が、内部の方針決定から建設工事完了まで7年間を要していることから、令和6年度に答申を頂き、令和7年度から内部検討といった事業をスタートしたと仮定して、令和14年度からの供用開始を設定しております。</p> <p>次に、ケース②、ケース③については、先行自治体である川崎市、武蔵野市の検討資料において、事業期間を8年から10年間と想定していることから、事業期間を10年間と設定しております。ケース②の場合は、令和17年度からの供用開始、ケース③の場合は、4年間の調整期間をはさみ、令和21年度からの供用開始と設定しております。</p> <p>行橋市、みやこ町との4年間の調整期間ということですが、こちらの内容については、まず、苅田町内部の方針決定、議会承認、また行橋市、みやこ町との協議や合意形成が必要となります。また、1市2町共同でやるとなった場合には、循環型社会形成推進交付金の要件を満たしますので、こちらの申請事務、具体的には、地域計画の作成、交付金の申請事務、さらに建設候補地について、選定や取得に関する調整事務等の期間として、4年間を設定しております。</p> <p>ケース④、ケース⑤については、先行自治体である鹿島地方事務組合、また府中市の検討資料において事業期間を3年から4年と設定していることから、事業期間を4年間と設定しております。</p> <p>ケース④につきましては、令和7年度からスタートし、令和11年度からの供用開始、ケース⑤では、ケース③と同じく4年間の調整期間をはさみ、令和15年度からの供用開始としております。</p> <p>PowerPoint 資料 P16</p> <p>続いて、建設工事費、全体について御説明します。</p> <p>各方式の積算単価を環境省の通知や先進自治体の検討資料等を参考に算出しております。</p> <p>まず、ケース①のトンネルコンポスト方式につきましては、徳島県小松島(こまつしま)市が行った「ごみ処理施設整備手法検討委員会」、こちらの委員会の内容としては、小松島市においてトンネルコンポスト式を採用するか否かということになりますが、その検討資料で試算した建設費用を施設規模である日量38トンで割ることによりまして、1トン当たりの建設単価1億3,500万円を算出いたしました。その単価に、町単独の施設規模である47トンを掛けまして、建設工事費全体を算出しております。</p> <p>小松島市では、試算の段階で、三豊市でトンネルコンポスト施設を建設した業者から見積りを取っており、かなり確度が高い数字であると考えております。</p> <p>続いて焼却方式については、環境省の通知において示された施設規模ごとの建設トン単価を用い、それぞれの施設規模である47トン、148トンをかけて建設工事費全体を算出しております。スライド中に赤字で表記している「一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化について(通知)」を参考としております。この数値につきましては、毎年度、物価水準や建設工事単価の変更を踏まえた見直しが行われるようですので、より実勢を反映した数値となるものと</p>
----	--

川上	<p>思われます。</p> <p>ここで用いている建設トン単価の算出方法、つまり、「施設整備にかかる経費全体に対して、整備した施設の規模、いわゆる処理能力、こちらで割るという方法」については、今回のコスト比較において、基本とした算出方法であり、国と同じ考え方、方法で算出することにより、より確度の高いコスト比較をしたいと考えまして、採用させていただきました。</p> <p>少しこの部分を次のスライドから詳しくご説明させていただきたいと思えます。次のスライドをご覧ください。</p> <p>PowerPoint 資料 P17</p> <p>先ほどご説明した環境省通知の中で示されている「建設トン単価上限値」はこちらになります。そこにおおよそ50トンごとに、それぞれの施設規模で建設トン単価上限値が示されております。</p> <p>町単独の施設規模である47トンの場合は、「日量30トン以上から50トン未満」のエリアになりますので、1億5,000万円という単価になります。</p> <p>1市2町の施設規模である148トンでは、「日量100トン以上から150トン未満」のエリアになりますので、こちらは1トン当たり1億700万円という単価となっております。</p> <p>この単価に、それぞれの施設規模を掛けた数字として、70.5億円、158.36億円という数字を示しております。</p> <p>PowerPoint 資料 P18</p> <p>「建設トン単価上限値」の算出方法についてですが、環境省の通知では、以下のように示されております。(スライド中)○の2番目、赤字下線で示している部分です。</p> <p>「交付対象経費」、こちらは施設の場合では、建設工事費ということになります。その施設の規模、1日当たりの処理能力で、こちらを割ることによって算出したということになります。</p> <p>環境省では、これに建設工事と現在の物価単価や労務単価等の補正、建設工事デフレーターという補正数値になりますが、こちらの数値を掛けることによって現在の単価に近づけていく作業を行っております。</p> <p>しかし、今回のコスト比較においては、事務局でその建設工事デフレーターを用いた作業が、困難でありましたので、物価や労務単価水準等の補正については、より直近で施設整備を行った自治体の実績値を用いることで確度を高めることに努めております。</p> <p>PowerPoint 資料 P16</p> <p>ここで申し訳ありません。少し戻っていただいて、スライドナンバー16をご覧ください。</p> <p>中継施設の新設のケースについてですが、中継施設の積算単価につきましては、先程の環境省が用いている考え方をもとに、設置規模が近く同じ方式、コンパクタ・コンテナ方式というものですが、こちらの方式で整備を行った施設の建設費から、建設工事費を算出しております。</p> <p>町単独の場合については、茨城県の鹿島地方事務組合が整備中の波崎中継所を参考に、こちらは令和7年度末に竣工予定となっております。</p> <p>1市2町の場合については、京都府の城南衛生管理組合が整備した沢中継場を参考に、こちらは令和5年3月に竣工済みです。こちらの数値を参考として積算単価を記載しております。</p>
----	--

繰り返しになりますが、参考とした中継施設の建設工事費の実績値を施設規模で割ることで1トン当たりの建設単価を算出したということになります。

PowerPoint 資料 P19

続きまして、スライドナンバー19の「循環型社会形成推進交付金」についてです。循環型社会形成推進交付金については、交付金を獲得できるケースが1市2町共同で施設の新設を行う場合となっております。

循環型社会形成推進交付金の交付要件につきましては、人口要件が5万人以上、面積要件が400キロ平方メートル以上となっており、このどちらかの要件に該当すれば交付対象となるとされております。

ケース③、ケース⑤につきましては、それぞれ人口要件を満たしておりますので、施設の整備計画である「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、環境大臣の承認を経た上で、交付金を確保することができるという流れになります。

PowerPoint 資料 P20

続きまして、交付金の概算額についてです。

循環型社会形成推進交付金の交付率は、先ほど申し上げましたが、3分の1となっております。

例えばケース⑤につきましては、建設工事費全体が32.07億円となりますので、その3分の1にあたる10.69億円が全体の交付金概算額ということになります。

その10.69億円は、1市2町で獲得した交付金となっておりますので、「苅田町以外」と「苅田町」のごみ排出量の割合を出して、それを掛けることで、それぞれ7.20億円と3.4億円となります。ケース⑤につきましては、苅田町の交付金概算額が3.4億円という試算となります。

川上

PowerPoint 資料 P21

続いて「実質建設工事費」についてです。

まず、建設工事費全体から交付金概算額を差し引いた額が実質建設工事費(全体)となり、この金額を先程と同じように「苅田町以外」と「苅田町」のごみ排出量の割合で算出した金額となっております。

ケース③の場合を示しておりますが、苅田町の実質建設工事費については、33.57億円と試算しております。こちらは実際の計算式を記載しておりますので、ご確認ください。

PowerPoint 資料 P22

続きまして、維持管理費全体についてです。

各方式の積算単価、こちらを先進自治体の検討資料、類似自治体の実績値を参考に算出しております。

ケース①、トンネルコンポスト方式につきましては、同じく小松島市が検討委員会の資料の中で20年間の維持管理費を試算しておりますので、その数字79億3,300万円から、1トン当たりの維持管理費、1,043万8,000円を算出しております。

ケース②、ケース③の焼却方式につきましては、町単独47トンと1市2町148トンの施設規模に近い焼却施設の維持管理費から1年当たりの金額を算出しております。参考とした団体は、町単独については、丹波市、葛城市、糸魚川市、1市2町については、ふじみ野市、防府市、高槻市です。

川上	<p>町単独については約4億2,400万円、1市2町については約5億6,600万円となっております。こちらの数値は1年間の維持管理費となります。</p> <p>続いて、ケース④、ケース⑤の中継施設の新設については、現在、実際に稼働している行橋市・みやこ町のリレーセンター、こちらに聞き取り調査をさせていただき、令和5年度の実績値を参考に算出しております。</p> <p>町単独では47トン、1市2町では148トンという施設規模から必要な車両台数とコンテナ台数を試算しました。町単独については車両3台、コンテナ5台。1市2町については、車両6台、コンテナ16台というところから、年間の維持管理費を算出しております。</p> <p>PowerPoint 資料 P23</p> <p>続いて、「実質維持管理費」についてです。</p> <p>実質建設工事費と同じように、「苅田町以外」と「苅田町」のごみ排出量の割合から計算した金額となっております。</p> <p>計算式を示しておりますが、ケース③については、苅田町の実績維持管理費として、36.03億円となります。</p> <p>PowerPoint 資料 P24</p> <p>続いて、「実質維持管理費(苅田町)」についてです。</p> <p>【資料1】の中で、水色で色塗りしている箇所になります。「実質建設工事費(苅田町)a」の数値と、「実質維持管理費(苅田町)b」の数値を足し合わせたものが、赤字で示している「実質事業費(苅田町)」となります。</p> <p>【資料1】では、左からの横表になっておりますので、スライドでは、縦表として安価な順に整理をしております。ケース④、ケース⑤の中継施設の新設が他の方式に比べてかなり安価となるという結果が出ております。</p> <p>PowerPoint 資料 P25</p> <p>続きまして、「その他」についてです。</p> <p>「その他」の項目として3つ整理をしております。</p> <p>1つ目は、「都市計画決定、建築基準法第51条関係」。2つ目は、「アセスメント、生活環境影響調査」。3つ目は、「測量、地質調査」となります。</p> <p>1つ目の「都市計画決定、建築基準法第51条関係」についてです。第51条では、都市計画区域内にごみ焼却場やごみ処理施設などの用途に供する建築物を新築する場合、その位置が都市計画上の決定を受ける必要があるとされております。</p> <p>ケース①、ケース②、ケース④につきましては、現在のエコプラントが清掃事務所敷地内での新設を想定しておりますので、不要として整理しております。</p> <p>ケース③、ケース⑤において、もし新たに建設用地を苅田町内で確保する必要が出てきた場合については、必要となると考えております。</p> <p>PowerPoint 資料 P26</p> <p>続いて、二つ目として、アセスメント、生活環境影響調査となります。</p> <p>ケース①からケース⑤について、生活環境影響調査の要否を整理しております。不要としておりますのは、ケース①とケース④・⑤となります。</p> <p>ケース①については、現在のエコプラント敷地内に同じ方式であるトンネルコンポスト方式を増設することになりますので、不要として整理しております。</p> <p>ケース④、ケース⑤につきましては、生活環境影響調査は、廃棄物処理法上で設</p>
----	--

川上	<p>置届を要する全ての廃棄物処理施設について、調査の実施が義務づけられているとなっております。廃棄物運搬中継施設については、一般廃棄物処理施設に該当しないということで、環境省からも通知が出ておりますので、調査の必要がないということで整理しております。</p> <p>PowerPoint 資料 P27</p> <p>最後に、測量、地質調査についてです。 こちらについては、ケース①からケース⑤までの全てのケースにおいて、施設を建設することとなるため、必要と整理しております。</p> <p>PowerPoint 資料 P28</p> <p>次に、総合評価についてとなります。 総合評価については、評価項目を4つ設けまして、それぞれの評価を総合した結果を出しております。 スライドの下半分は、総合評価の高い順に縦表で整理したものをつけております。「町単独での中継施設の新設」、こちらが最も評価が高く、次いで「1市2町での中継施設の新設」となっております。 事務局として、この中で最も重視した評価項目は、「供用開始までの期間」となります。理由といたしましては、今回の次期ごみ処理方式の検討のきっかけとなったエコプラントの老朽化を踏まえ、早期に次期施設に移行することが、町として最も重要であると考えているためです。 次期施設の供用開始までごみ処理体制を維持すること、これは当然のものでありますが、切れ目なくごみ処理を行うためには、現在の施設を安定的に操業させつつ、できるだけ早く次期施設を完成させる必要があります。 また、事業費の面から見ても、中継施設の新設は、焼却方式に比べてかなり安価となっており、全体の順位も第2位と経済性にも優れていることから、ケース④が最も高い評価となっております。</p> <p>PowerPoint 資料 P29</p> <p>最後に評価理由の解説についてです。 各ケースの解説を記載しておりますが、注目して頂きたい部分は、最も総合評価が高いケース④、次に評価が高いケース⑤です。 まず、ケース⑤について、一番右端のものになりますが、こちらは事業費が全ケースの中で最も安く、交付金を活用できる点が、ケース④に比べて優位となります。しかし、供用開始時期が遅れること、新たな建設候補地の確保が必要となる点で、総合評価がケース④に劣る結果となっております。 続いて、ケース④については、事業費がケース⑤より高いという点がありますが、供用開始時期を早めることで、その点を相殺できる点、エコプラントの安定操業の可能性が高くなる点、新たな建設候補地を確保する必要がないという点が優位となっております。 ケース④の赤字部分になりますが、「交付金を活用できないが、供用開始時期が最も早いため、トータルコスト削減によるメリットを得ることができる。」、こちらの詳細については、【資料2】でご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>PowerPoint 資料 P30</p> <p>もう一つのA3資料、【資料2】をご覧ください。 【資料2】は、「中継施設の供用開始時期を早めることによるメリット(トータル</p>
----	--

川上	<p>コストの削減)」というタイトルです。</p> <p>【資料2】の上半分につきましては、現在のRDF方式のトータルコスト、こちらを記載しております。</p> <p>トータルコストという考え方については、第1回目の審議会でご紹介をさせていただきましたが、中間処理費と最終処分費、こちらを足し上げた数字をトータルコストという形で整理しております。RDFのところを見ていただきますと、「可燃ごみ経費」という欄が中間処理費、「RDF処理経費」という欄が最終処分費となります。</p> <p>「RDF処理経費」は、UBE三菱セメント(株)の減収の部分でご説明した「RDF処理業務」で、年間約7,122万円を処理費として支払っている部分。その経費と「可燃ごみ経費」を足し合わせた数値が令和6年度で5.39億円となります。</p> <p>最上段の「エコ委託料」という項目については、エコプラントの老朽化が進んでいることから、例年、修繕費や人件費の増加が見込まれておりますので、年間1,000万円程度の増額を想定しております。</p> <p>中継施設の供用開始が最も遅いケース⑤であれば、令和15年度から供用開始を始めるという形にしておりますので、令和14年度までを記載させていただいております。</p> <p>その下には、ケース④、ケース⑤の建設工事費及びトータルコストの推移を記載しております。</p> <p>ケース④、ケース⑤のそれぞれの項目にある「北九州市委託料」に関してですが、こちらは中継施設における最終処分費のことです。現在、北九州市へごみ処理を委託する際には1トン当たり2万円の金額を支払っているとのこと。この単価に先程想定したごみ排出量の年間推計値の最大値である1万1,140トン、こちらを掛けまして、2.23億円と試算しております。</p> <p>表は、ケース⑤の供用開始から20年目の令和34年度まで記載をしております。途中で年度が飛んでいる部分、縦線二重線の部分がありますが、この部分は基本的にその前年度と年間維持管理費の金額が変わっていないことを示しておりますので、省略をさせていただいております。</p> <p>年間維持管理費の金額が変わるタイミングの年度については、省略せずに記載をしております。年間維持管理費の金額が変わる要因としては、供用開始6年目から小規模な修繕工事費が必要となり、11年目から基幹設備改良工事費、大規模な修繕工事費が毎年度加算され、16年目には車両及びコンテナの更新費用がかかるという想定で積算をしております。車両及びコンテナについては、15年に一度更新するという設定です。</p> <p>黒点線で区切った表の下半分についてですが、ケース④とケース⑤の建設工事費とトータルコストを比較したものを記載しております。</p> <p>ケース④とケース⑤については、供用開始に4年の差が生まれます。ケース⑤については、現方式を4年間余計に続けざるをえないということになります。その間のトータルコストの差額が約10億円となり、それを削減できるという試算になっております。現エコプラントの操業停止というリスク回避のためにも、早期の事業着手に大きなメリットがあると、事務局としては考えております。</p> <p>PowerPoint 資料 P31</p> <p>こちらのスライドは前回の資料をそのまま入れております。トータルコストの考え方についてですので、御確認ください。</p>
----	---

川上	<p>PowerPoint 資料 P32</p> <p>最後に、今回のまとめになりますが、事務局といたしましては、【資料1】、【資料2】の検討結果から、「町単独での中継施設の新設(北九州市への処理委託)」を最適な処理方式として選択したいと考えております。</p> <p>その理由といたしましては、「町単独での中継施設の新設」を選択することでのトータルコスト削減額は、「1市2町での中継施設の新設」で獲得できる交付金額3.4億円を上回り、一定期間の総事業費においてもメリットがあるという結果が出ております。エコプラントの操業停止というリスク回避のためにも、早期の事業着手に大きなメリットがあると考え、このような結論に至りました。</p> <p>以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。</p>
高見会長	<p>はい、ありがとうございました。それでは質疑応答に移りたいと思いますが、ちょっと大変長く、丁寧なご説明だったかと思えます。最初の方から順番にですね、質問等がありましたら、順にご発言いただきたいと思えます。</p> <p>最初の方は、前回のまとめということで、各委員からの質問に対する回答という形でご説明いただいたかと思えます。</p> <p>一つ目は、スライド No.4にありますようにRDF化方式の廃止に伴う引受先企業への影響ということで、その次のページになるまでご説明いただきましたが、これについてご意見ご質問がありましたらお願いします。(挙手する者なし)</p> <p>では、私からですね、今回この質問にありますように、今後ですね RDF 化方式をやめるとかですね、或いは焼却施設の新設を選択しないということになりましたら、現在ごみ処理に従事されている方々の雇用というのはどうなるのかなというのが懸念されるところです。その雇用の連続性は保たれるのかというのを質問させていただきます。</p>
内山副課長	<p>お答えします。業務的には、可燃ごみの処理については、次の業者が引き受けるような形になるんですけども、他の市町に聞いた場合に、新たに施設が建設される場合について、事業者は変わるけど、苅田町で新たなごみ処理業務が発生する分については、地元採用であったり、人員が必要になるものについては、今まで従事していた方を優先的に雇用していただけるようにとの提案はいたします。</p> <p>希望して業務を続けていただける方については、町としては継続して次の事業者者に雇用するようにお願いをし、雇用の継続をと考えております。</p>
高見会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他ありますか。(挙手する者なし)</p> <p>はい。それでは次の6ページですね、2つ目の焼却方式におけるエネルギー利用の可能性、発電について、これについてご質問はありますか。</p> <p>(中村委員が挙手)はい、どうぞ。</p>
中村委員	<p>すみません、私だけかもしれないですけど。そもそもですね、このケース②からケース⑤の中で、ケース②と③は、もう燃やしてしまうということでもいいですよ。そしてケース④と⑤は、中継施設なんですけど、これはコンパクト・コンテナ方式って書いてあるんですけど。どういうことなんですかね。</p> <p>ケース②・③とケース④・⑤の違いと、北九州市に最終的に処理委託をするために何かするという理解でいいと思うんですけど、ちょっとそこがわからないので教えていただきたいなと思えます。</p>
高見会長	<p>それでは、事務局お願いします。</p>
内山副課長	<p>ご説明いたします。北九州市に処理を委託するという場合に、行橋市さん、みやこ町さん、直方市さん、遠賀4町、中間市さんは、もう実際に北九州市の処理施設へ持ち込むという業務をされています。</p>

内山副課長	<p>そこで、北九州市の受け入れる側の条件として、なんでもかんでも良いという話ではなくて、「こういう処理方式のこういうごみの状態で」という条件に合ったかたちで、収集した可燃ごみだけの異物が入っていないものについて、一度、排出元で1ヶ所に取りまとめて、それを何回も来るのではなくて、大型車両に詰め替えて、詰め替えた車両について、必要なだけ持ち込むということを求められます。</p> <p>そのため、リレーセンターという1ヶ所にごみを集める施設を動かす仕組みを作らないといけないということが生じます。直接北九州市にトラックで持っていくということができません。うちが今、町内を4トンのパッカー車でごみ収集していますが、それをそのまま4トン車で運ぶともったいないので、他のところも10トン入るコンテナに詰めて、あと臭いとか水分とかが飛散しないように、もう決まったこういうコンテナで運んでくださいよ、となっている。</p> <p>北九州市側の処理施設にとっても、この寸法でないと入らないというのがありますので、そういう規格のものについて、今実際に搬入をされている自治体様に聞くと、皆さんこういう形でということを言われているということで、北九州市からもその搬入団体からも聞いている方針、これしかないなと思っていますので、その処理方式の部分についてご説明をさせていただいております。</p> <p>例えば、トラック4トンの分で運ぶと、やっぱり二酸化炭素が出る量が10トンで回数を減らしたほうが、当然、脱炭素の面からも求められるということと、北九州市内をたくさんトラックが走るということになると、やっぱり、そんなにたくさん走って欲しくないということでの、大型車両でのこういった運搬をするということも求められているということで、こういう処理方式の北九州市様との処理委託となった時にはこういう処理方式しかできないということで、このケース④とケース⑤の処理方針については、こういう形というふうにしています。</p> <p>ケース③については、行橋市さんとみやこ町さんが、今、焼却施設を持っていませんので、もし北九州市様に持って行くのをやめて、うちが提案をして、一緒に焼却施設を148トンぐらいの規模で作ろうとしたという場合を、ケース③では勝手にこう想定をして、もし、焼却するとした場合の枠組みをこういう形ですると、国からお金をもらって補助金もらってという設定になるので、町単独で作るケースと差別化というか差別化できるので、こういう提案もちょっと検討の余地には必要だということで挙げているということです。以上です。</p>
中村委員	<p>はい。そこで、ちょっと疑問が1個浮かんだんですけど。</p> <p>北九州市で焼却してもらう場合、北九州市の施設も老朽化したり、結局また修理とか、大規模改修があった時に、苅田町も負担を当然求められますよね。それは、この中には入っているんですか。【資料1】の中にはそういうのを想定しているんですかね。</p>
内山副課長	<p>建設費用については、上昇する想定というのは加味はしていません。</p> <p>結局、今の推計値しかないので、国が示している「今、建てるとしたらこれぐらいかかる」というものを基にしての想定になっています。</p> <p>今おっしゃられたように、建設単価が全部上がっています。RDFのトンネルコンポストをする場合においても焼却施設を建てるにしても、リレーセンターを作るにしても鉄鋼の価格が上がっていますし、労務単価も上がっていますので、もう同程度すべて上がるような形で想定をしているので、1個1個の部分でこの上昇率がどうなるかっていうものまでが、私たちが試算できるようなものが全く手元にないので、ちょっとそこはもう加味していません。</p> <p>実際にこれを基にしてどれかを選択した場合には、その後に実際に何千万とお金をかけて実施設計とかをしていく時に、その価格がわかるんですけど、それまで含めると、何も建設しないのに設計費の試算をするだけでちょっとお金が</p>

内山副課長	<p>かかってしまうっていうのが生じてしまうので。その部分については、ちょっと今はこのコスト比較をする手法を選択するという中では、盛り込まずに、検討するようなかたちにしています。</p> <p>当然に北九州市様も改修計画があって、それをもとにされているというお話をさせていただいています。今、3ヶ所、北九州市の処理工場があるんですけど、計画的に改修されていると聞いています。以上になります。</p>
白石委員	<p>今の関連ですけれども、行橋市の職員さんにちらっと聞いたらすね、北九州市の処理費は、現在のところ1トン当たり2万円ということですけども、値上げの話が来てるそうなんですよ。</p> <p>そこで各首長さんたちがですね、連名で署名して、嘆願書を持って行って値上げをしないでくれと言われていたみたいなんですけども。やっぱり、建設費とかですね、そういったものが必要になる場合には、やはり今言われたようにですね、コストの面で苅田町にも負担が何らかの形で出てくると思うんですけども。</p>
高見会長	<p>はい。ではその件について、事務局より回答をお願いします。</p>
笠本課長	<p>お答えいたします。今、白石委員が言われましたように私たちの耳にも実際、北九州市が今後、処理単価を値上げしたいという意向を持っているというお話は入ってきております。</p> <p>ただ現時点で、2万円が実際にいくらになるのかというのは、はっきりしておりません。今後協議をしていくという方向で伺っていますので、今回のコスト比較では2万円ということで試算をさせていただきました。</p> <p>先程、白石委員がおっしゃられたようにですね、おそらく今後の社会情勢を考えると、北九州市に委託した場合、処理料が上がることも想定はされますが、それを踏まえても、単独で焼却施設を作るよりは、安価でより安定的な処理が存続できるのかなというふうには感じております。</p> <p>また、中村委員から御指摘がありましたけれども、北九州市がごみ処理施設の更新をする、もちろん改修を何年か、15年とか20年ぐらいのスパンでやるんですけども、ただその時に、今持ち込んでいる市町村に対して、建設費用の負担を求めたという話は、伺っておりません。</p> <p>そこら辺の経費も加味して処理単価を算出した上で、各市町村には北九州市さんから提示がされていると思いますので、処理単価2万円というのが今後上昇することは考えられますけども、それとは別に建設費用、改修費用について、我々にまた負担が増えるということは、今のところ想定はしていない状況でございます。以上です。</p>
高見会長	<p>よろしいですか。はい。その他、ございますか。 (松岡委員が挙手)はい、じゃあお願いします。</p>
松岡委員	<p>すみません、2つ質問させていただきます。</p> <p>供用開始年度の関係をかなり重要視されているみたいなんですけど、エコプラントは、これから先4年間は確実にもつという前提ですかね。それが1点です。</p> <p>それともう1点は、中継施設っていうのが、イメージとしてちょっと漠然としているので、お伺いしたいんですけど。例えば今、エコプラントの分別施設とかがございませぬ。それはそのまま残すということなんですか。その2つをお願いします。</p>
高見会長	<p>では、事務局お願いします。</p>
内山副課長	<p>ご説明いたします。まず、4年間確実にエコプラントが存続できるのかっていうのは、絶対に使えますとは申し上げようがない状況です。もう老朽化していていつ壊れてもおかしくはないんですけど、そうならないように修繕と予備的っていうか予想したところについてそうならないように修繕をしています、やっぱり毎年あちこちに修繕が生じています。</p>

内山副課長	<p>先ほど工事単価についても申しましたけども、年々上がっているのに、新規に建てるのと同じぐらいお金がかかってしまうのに、修繕するかって言われたらそれはもうしないと思っていますので、5年は持たせようと思っての意欲的な修繕はしていますけど、もう突発的なダメージがあれば、使えなくなってしまうのは、ゼロではないと思っています。</p> <p>ただ、次の施設になるまではどうにか持ちこたえるようにというのは、もう全精力を上げてやっています。</p> <p>2つ目の中継施設についての説明になります。今のRDF施設についてはもう25年経過しているのに、更新していつているんですけども、すべての設備がもう機能的に今の施設に比べるともうはるかに性能が悪いです。</p> <p>ですので、中継施設を作る時については、破碎も分別もせずただ持ってきたものを、コンパクターというもので詰め込むというような装置になります。だからそういう施設を全部新規で作るようなことを考えています。そうしないと、今建設中に切り替えるっていうのができないので、新しいものを作って古いのは壊すってやり方じゃないと、連続性が保てないので。今の使える部分を使うっていうのは、リレーセンターの場合は考えていません。以上です。</p>
高見会長	<p>はい。その他ありますか。(挙手する者なし)</p> <p>ちょっとですね、核心的な質問が続きましたけれども、最初に話した前回のことについては、もうよろしいですかね。もう一度確認します。2つ目、3つ目の質問に対する事務局からの回答について、何かご質問はないでしょうか。</p> <p>(挙手する者なし) 大丈夫ですかね。はい。</p> <p>それでは今日の本題としてはですね、各処理方式のコストを比較して、最終的には最適な処理方式を決定したいということですが、その点も含めてですね、事務局からの5つのケースについて、順位付けがありますけども、それについてご意見、ご指摘がありましたらですね。お願いしたいと思いますが。</p> <p>(末石委員が挙手)はい、どうぞ。</p>
末石委員	<p>すみません。もう1回ちょっと全体的な質問になると思うんですけど、中継施設については、荻田町としてはかなりメリットがあるっていうのも十分、メリットというかコストが一番低いところで優先順位を決めたっていうのはわかるんですけども。</p> <p>町民の方々は、それによるその物の流れというか、物の流れが変わる、変化するのか、それともそれに起きるメリット、デメリットみたいのはどうなっていくのかっていうのをちょっと教えていただきたい。</p>
高見会長	<p>はい、ありがとうございます。では、事務局からお願いします。</p>
内山副課長	<p>ご説明いたします。住民にとっての利便性という項目で、【資料1】の中で町民、町内の事業者にとっての利便性という評価項目として入れているところで説明させていただきます。</p> <p>ケース①のRDF施設更新の場合であれば、現状維持、「良い」という形で整理をしています。ケース②、町単独での焼却施設も現状と変わらない。ケース③の1市2町で、建設地次第では悪化というところ。ケース④については、現状維持で変わらない。ケース⑤も1市2町にする場合は、建設地次第では悪化というところで整理しています。</p> <p>「建設地次第では悪化」というところの説明をさせていただきますと、今、鳥越町の町内にあるところであれば、各家庭から発生したごみについては、通常業者が収集して回るんですけど、たくさん出る時とか、事業者が直接許可業者に依頼して搬入する時などは、町内にあった方が当然便利が良いということになります。これが行橋市様・みやこ町様と一緒にやって行橋市様の土地のところでできるとなると、荻田町の人が行橋市まで出しに行かなくちゃならなくなるっ</p>

内山副課長	<p>ていうのが、住民にとっての不便になるというふうに考えております。</p> <p>そういった部分で比較しても、ケース④が一番良い提案になるというふうに考えております。町民の利便性として、今のRDF施設がリレーセンターになったということによって、町民の持ち込める品目が変わるわけではないですし、立地場所が同じであれば、住民の利便、不便ということについては、リレーセンターが単独でできるっていう部分については、特段の不便をかけずに済むと思っております。以上です。</p>
末石委員	<p>ありがとうございます。ケース④の単独でいくと変化はないということになると思いますが、今度は中間施設で今までこう燃やしてましたよね。それが今度なくなることになる。</p> <p>ただ、ごみがそこにいっぱい溜まってくると、それからの異臭みたいなものは考えられないんですか。</p>
内山副課長	<p>お答えします。今、鳥越町のエコプラントでゴミを集めて、袋を破って選別して、破碎してっていう工程を経て、500度で乾燥させてRDFを作っているんですけど、その時にやっぱり臭いが生じています。脱臭設備がついていて、そういうのは全部設備としてエコプラントにもあります。</p> <p>リレーセンターを作った時については、今度、袋も破らずにそのまま圧縮して梱包するような形になるんですけど、当然にやっぱりそういうゴミを入れる場所については臭いがすると思います。当然に、他のところのリレーセンターを見ると脱臭装置がついていて、臭いが出ないようにされています。外に施設の周りが臭いによって環境的に悪くなるっていうことは、今以上に悪くなるっていうことは、もうまずないというふうに思っています。</p>
末石委員	はい。今、以上にはないということですね。(事務局同意)
高見会長	わかりました。(白石委員が挙手)はい、どうぞ。
白石委員	<p>今の御説明で、リレーセンターの中では袋は開けないで圧縮すると言われたんですけども。</p> <p>今、エコプラントでは袋を破って、分別しているということでしょうか。</p>
内山副課長	<p>分別して、破碎機にかけています。破碎機にかけて、やっぱり異物が入っているんで、磁選機だとか風力で、プラスチックとか金属とかも入っていますので、そういうのを分けないと、機械が壊れてしまうし、RDFにもそういうものを混ぜたらいけないのでということがあります。</p>
白石委員	<p>それはよくわかります。</p> <p>ただ、燃えるゴミということで出しているんですけども、やっぱり中には分別しないで出してくる人もいるんじゃないかと思ってですね。それを袋のまま圧縮して本当に大丈夫なんだろうかなという、北九州市に持って行った時に、クレームがくるということは考えられないんですかね。</p>
内山副課長	<p>お答えします。委員がおっしゃられるように、現状、100%分別が実施されているとは、申し訳ないですけど、思っていないです。</p> <p>北九州市様の今の可燃ゴミの収集の仕方について、リサイクルに適さない金属類も家庭ゴミの中に入れて、収集して焼却炉の中に入れていっているのは北九州市様の実情でやっています。</p> <p>一定量の異物が入っている分については、1,400度以上の焼却炉がある北九州市様の処理場であれば、(燃えて)なくなっているようです。それだから北九州市様としてはそういう部分での一定の分までだったら、ということでの許容範囲があると思っています。</p> <p>当然、異物がとんでもないもの、うちだったら、ボーリングの玉だとか、金属の大きな鉄アレイだとか、実際に入っております。でも、それは収集するとき、ある程度とんでもないものはわかるんですけど、ちょっとした金属とかはやっぱり</p>

内山副課長	<p>り多く入っています。それを取らなくちゃいけないから、今 RDF 施設のところで、設備の中での機械的な選別を全部やっているんですけど、その機械に入れるのがもう怖いので、収集業者たちに手で収集する時から、ちょっと異物を感じたら全部破って取るようなことをして、施設のダメージがないようにというのをもうずっと前からやっています。</p> <p>だから、そういった部分についての徹底をしている今のうちのRDF施設の部分と、収集との組み合わせであれば、北九州市様にそんな迷惑をかけるようなごみが入ることはない。行橋市様、みやこ町様、直方市様、遠賀4町、中間市様のその部分(選別)を見たんですけど、私たちは最初リレーセンターで、袋を破ってそういう選別をしているんだらうと伺ったところ、(そういった作業が)なくてできているということでした。</p> <p>異物はやっぱり少量入っているようですが、北九州市様の処理能力の高い焼却炉であれば、その程度のものについて、私たちが注意していれば、そういうダメージを与えるようなことがなく、受け取ってもらえているということが実情で出ていますので、このやり方が一番最適かなと思っております。</p>
末石委員	<p>すみません。あと、民間の事業者さんのごみ収集の、物の流れっていうのは変わるんでしょうか。</p>
内山副課長	<p>変わらないというか、今、袋に入れたり袋に入れなかったりで、収集してきているんですけど、通常、事業者様たちも袋に入れて持ってくるので、許可業者でしかエコプラントに持ってこれなかったり、搬入するときに全部チェックはしているので、その投げ込まれたらわかりますけど、その流れ的には変わらずに、家庭ごみのパッカー車が持ってきたのと違う人が持ってきたのは、分けようはないんですけど。その中でも異物が入っているかっていうチェックは、許可業者様たちがして、異物を入れてたら、全部チェックをしているんですね。流れ的には基本的には全部、基本的にはもう変わらずに、今、RDF にしていたものを全てそのまま北九州市様の方に、受け入れていただくという形になります。</p>
末石委員	<p>はい。わかりました。</p> <p>あと、もう一つが、中間施設に新しく変わるということなんですが、そこは何かすごい設備が入るんですか。さっき、ちょっと言われていたんですけど、要は心配しているのは、その老朽化っていうのはどうなのかと思ひまして。</p>
内山副課長	<p>中継施設が、ごみを入れるピットと言われるような入れ物とそこからトラックに積み込む装置、コンパクターというもので、両サイドからごみを押し、コンテナの後ろの開口部のところに後ろから押し、ところてんのようにポンと入れていくと。隙間なく圧をかけて押し込むっていうような装置しかないのです。それも油圧式です。そのようなものになります。</p> <p>今、前方のスライドに写しているような形で、パッカー車が左側の上からポイント、ごみ置き場に置いて、そのごみを両サイドからスライドして、積み込み式のトラックの荷台だけみたいなものをトラクターっていうんですけど、そういったものをコンテナの中に乗せて、何個も置いておける。</p> <p>一つに、もう5、6トンから10トンぐらい入れて、それを置いといたら、トラックの頭だけがそれを運んでいくと、というような形で考えています。この中に破碎する装置であったり、長いベルトコンベアが必要であったり、異物除去です。そのようなものであったり、加熱装置があったりとかいうのが必要ないので、設備を更新するにあたって、あまり高額になるようなものがないっていうことで、施設を更新するときの、すごくメリットになると。</p> <p>今、RDF設備であれば500度ですけど、乾燥炉があるので、やっぱり炉があるところの周辺は長期間持ちません。その更新費用というものがすごく高い。あと破碎機とか、やっぱり皆さん持っているんですけど、破碎機の更新とかいうの</p>

内山副課長	<p>が、うちも粗大ごみの破碎機の更新で毎年500万ぐらいは変えなくちゃいけないというのが、生じますのでそういったものを、この北九州市様に全部持っていけば、できてしまうというところ。</p> <p>北九州市様ではそういった装置をその都度その都度更新していついて、北九州市様だけでも大規模であるのに、よその市町村皆さんが持ってきているので規模を大きく作った方が、スケールメリットがすごくそこで生じているから、みんながそれぞれで、更新費用を北九州市様が肩代わりしているというような形で考えると、全体的なコスト減と、そういう脱炭素に向けての機械が使っている電力だとか、灯油だとかいうのもすごく省力で進んでいくっていうのが生じているっていうのが、このやり方のいいところだと思っています。</p>
末石委員	はい。わかりました。
高見会長	その他ありますか。(松岡委員が挙手)はい、お願いします。
松岡委員	<p>すみません。今、脱炭素というお言葉をいただいたので、それで、私当初から疑問に思っていたことを一つ。</p> <p>今、主に事業費だとか供用開始年度を最重要課題として取り上げられているように思うんですけど。RDFから焼却方式、北九州市さんに委託するような焼却方式にしたとして、去年、苅田町はゼロカーボンシティ宣言をしましたよね。そうしたならば、その要するにゼロカーボン、CO2の削減に関しては、どういう削減効果があるのか、もしくは、ひょっとしたら増加するのか、そこら辺をちょっとお伺いさせていただければと思います。</p>
高見会長	はい。では、事務局より回答をお願いします。
内山副課長	<p>説明させていただきます。処理の工程によって説明をさせていただこうと思います。細かく計算はちょっとできてないんですけど。</p> <p>まず、可燃ごみの収集の部分から説明させていただくと、まず、各家庭から収集してRDF処理施設まで運搬してくるというのは変わらないです。そのあとRDF施設で、今、1万トンぐらいのごみを5,000トンぐらいにするために灯油をものすごく使っています。500度ぐらいに燃焼して、それがなくなりますのでその部分で二酸化炭素の発生も灯油の使用もしなくなるということで、その部分がまず減ります。</p> <p>その分、北九州市様で焼くことになるんですけど、その部分がスケールメリットで、たった1万トンを焼くのか、その10倍、100倍のところまで焼くのかっていうことでの灯油の使用料と二酸化炭素の発生については、ぐっと抑えられるとされているところで、脱炭素の効果が高いと思っています。</p>
高見会長	<p>はい。よろしいですか。(松岡委員、了解)</p> <p>その他、重要な決定ですので、忌憚のないご意見をですね、自由にご発言いただければと思いますが。</p>
末石委員	<p>それでは、もう1個。すみません。</p> <p>北九州市のごみの処理施設っていうのは、何ヶ所ぐらいあるんですか。震災とかいろんな問題があつてですね。もう1ヶ所にしてしまっていたら、そこがもし使えなくなったら大変なことになると思うので。</p>
内山副課長	<p>前方のスライドにあるように、若松に2箇所、門司に1箇所、全部で3箇所あります。同じところに、施設がないっていうところも北九州市さんはよく考えられているなと思っています。</p> <p>もし、そこだけが1ヶ所、停電だとか、道路事情が悪くなったりとかしたときに、他のとこに回せたりするっていうのが、よく考えられていると思います。</p> <p>今、新潟とか熊本とか、福岡の朝倉とかでも大雨とかで災害廃棄物が発生した時には、北九州市さんが(全国でも)一番処理をしています。それぐらい処理施設の能力と、施設の内容の良さとしては、もうずば抜けていて、全国でも3本</p>

内山副課長	<p>の指に入ると言われているぐらいの施設になっております。だから。そうですね。はい。安心できると。</p>
江藤委員	<p>前回は出たかもしれないんですけど、北九州市さんへごみを持ち込まれるというところで、いろいろと情報収集はされていると思いますけど、こちらの町のごみが行くということに関して、(処理施設の)キャパがいっぱいになるとかそういうのは全然ないような感じなんですかね。</p>
内山副課長	<p>お答えします。容量的には、苅田町と北九州市様を比べた時に、北九州市様の余力について、現時点で、計画上の能力的なものを見ていたりとか、北九州市様と今お話をしている段階では、苅田町の年間1万トンが入ってきて困るとい話は、今のところはないようです。</p> <p>ただし、今3つある工場のうち、1つが更新作業中で、さらに災害廃棄物なども受け入れたりしている中で、今日明日とか(に急に持っていきたいと)いうのだけはやめて欲しいっていう話は聞かされていて、ちゃんとこういう今の数年かけてのアプローチであれば、全然計画通りにできるということはお話を伺っています。</p> <p>あとは北九州市様の条件がまたいろいろ変わってくるかもしれませんが、その部分については丁寧に状況を聞きながら、うちの対応を説明して、この提案ができるように、実現できるようにと思っています。以上でございます。</p>
梅田委員	<p>2点ありましてですね、1点は北九州市さんをお願いするといったときに、分別方法はどのように変わるのでしょうかね。それから2点目に今のエコプラントの会社がありますよね。あれ民間ですかね。これは先々どうなるんですか。</p>
内山副課長	<p>お答えします。北九州市の家庭ごみの収集自体が、その金属とか、少し混じってても良いような家庭ごみとしての収集をしているという状況です。</p> <p>今うちがRDFのために、「燃やせるごみ」として集めているものだけに特化して考えれば、北九州市様に持っていく部分の分別として、現状の分別種類がこれ以上増えるっていうのは想定していません。</p> <p>ただ、現状RDF処理をしていることで、容器包装と言われるペットボトルのフィルムだとか白色トレイとか有色トレイとかいうプラスチックについては、燃料効率の関係からセメント会社様の方にそれを分けずに入れて欲しいということと言われていて、苅田町民は分別していません。</p> <p>実際、ゆめタウンさんとか、サンリブさんとかで拠点回収をして、再利用するような取り組みをされているのはもう併用されているんですけど、町民全体にはそういう分別をさせていないので、北九州市様に持って行くときには、当然それを始めなくちゃいけなくなると思います。</p> <p>容器包装の分については、法律で決まっているので、RDFでなければ燃料化しないのであれば、それを分別するということが、皆さんに生じます。</p> <p>それプラス、今、製品プラスチック、バケツとかプラスチックだけでできている製品についても分別するよというふうに言われています。うちが今、プリンとかのプラスチックの固さまでであれば、燃やせるごみ、それ以上に固いシャンプーだとかバケツだとかいうプラスチックについては月に1度の収集、といふうに分けていて、その分けているものについては、固いものだけはプラスチックとして、まだ搬出先が今セメント会社の燃料にしていますので、そこはそのまま済みですけど、今燃やせるごみの中に入れてある、白色トレイだったりやわらかいプラスチックについては、住民に分けていただくように、指導するような形になります。</p> <p>次に、今のエコプラントの施設がどうなるのかというお話だと思います。エコプラントが、粗大ごみをやっている部門と、可燃ごみをやっている部門があります。粗大ごみについてはそのまま、同じ場所でやることになって、北九州市には</p>

内山副課長	<p>持っていきません。そのままそこに存続するような形になりますけど、今スライドでお見せしているように、同じ建物の中に、仕切りを入れてそれぞれで処理しているような形になっている。どちらも老朽化しているので、粗大施設についても更新が必要だと思っています。</p> <p>あと、今申したようにプラスチックの分別については、置き場とそういう(分別)装置を作らないといけないと思っていますので、そこは今黄色い枠組みにしているところに、そういうのを新設するような形でというのを考えています。</p> <p>粗大ごみ施設と、プラスチック系のものを新たに作る施設と、リレーセンターとなるものが三つ。その黄色い施設のところに作るような形で、古い施設については、切り換えなくちゃいけないので、壊しながら作ることもできないのでそのまま利用させていただいて、住み替えるというか、こちらに新しいのを作って古いのはそのまま稼働しながら切り替えるような形で、新しく整備させていただこうと思っています。以上です。</p>
高見会長	<p>はい。次、その他ありますか。よろしいですか。(挙手なし)</p> <p>はい。それではですね、ご質問も尽きたようですので。今回の結論について、決定したいと思います。</p> <p>概ねの方針、内容、メリット、デメリットについては、今回ご説明いただいた事務局のまとめの通りかと思いますが、最後の梅田委員から、ご質問いただいたごみの分別方法。これはもし、今回、方式を変える或いは北九州市へ処理を委託するのであれば、町内のこれまでの分別方法を変える可能性があるということになります。</p> <p>それは町民にある程度負担を与えるということになりますが、その点がちょっと事務局からの当初の説明では入ってなくて、委員さんからの質問によって明らかにされたと思います。これを踏まえてですね、今回、事務局が提案した5つのケースのうち、ケース④町単独での中継施設の新設、すなわち北九州市への処理委託というのが最適であるとみなして、この処理方式を選択するという結論でよろしいでしょうか。ご異議ありませんか。(各委員同意)</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは、今回の審議によって、苅田町の次期ごみ処理方式は、町単独での中継施設の新設、北九州市への委託処理が最適であるという結論で審議会として決定したいと存じます。(各委員同意)</p> <p>ありがとうございます。最終的な結論の詳細については、事務局において、表現等ですね、しっかり書きぶりを検討していただいた上で、答申に明記していただきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、委員の皆様、審議にご協力いただきましてありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。</p>
笠本課長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>今ですね、会長よりご指摘いただきましたように、本日の審議会の結論につきましては、表現を入念に検討した上で、答申案に明記させて頂きたいと思います。</p> <p>今回の審議内容ですけれども、本日の審議結果として、「町単独での中継施設の新設」が最適であるとの結論を頂きましたので、これを最優先に次期ごみ処理方式を検討していきたいと思います。</p> <p>前方スクリーンに今回の審議内容を上げておりますので、ご覧ください。本日の結果を受けまして、今回の審議会では、この実現に向けた今後の具体的な取り組みについて、ご審議いただきたいと思っています。</p> <p>現時点で事務局として考えているものは、2点ございます。1つ目は、現施設の安定操業、延命化によるごみ処理体制の維持でございます。</p> <p>先程もご説明いたしましたけれども、エコプラントがかなり老朽化しておりま</p>

笠本課長	<p>す。次期ごみ処理方式を早く決定し、安定的なごみ処理の継続を図る、というのは町の義務でございますので、その切れ目のないごみ処理体制の維持を図るために、どのような取り組みを行うべきかについて、次回改めて検討していただきたいと考えております。</p> <p>2つ目は、北九州市へのごみ処理委託ということで、その条件の確認を行いたいと思います。次期ごみ処理方式への円滑な移行を図るために、北九州市へごみ処理を依頼する場合に条件となっている項目について確認し、本町の現状と比較することで、今後の取り組みを検討したいと考えております。</p> <p>また、本日何点かご質問をいただきましたので、その点を改めてですね、北九州市様と協議いたしまして、我々の現状をご説明し、北九州市へ持っていくためにはどのようなことを町として整理すればいいのかというのを改めて、次回、審議させていただきたいと考えております。</p> <p>次回の予定について何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。(挙手する者なし)一応そのあたりを目標に次回までに事務局として整理させて頂きたいと思っております。</p> <p>次回は9月26日の木曜日、2ヶ月後になりますけれども、午後1時30分からを予定しておりますので、お間違えないようお願いいたします。場所は同じくこの401会議室でございます。</p> <p>本日、審議をした中で、疑問に思われることがありましたら、個別に事務局の方にご連絡いただいても構いませんので、資料を見直した段階でですね、何かあれば、ご意見いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>先ほども少しご説明しましたがけれども、委員の皆様の任期が10月5日までとなっております。今後、各団体にですね推薦依頼等、またお願いはするんですけども、我々としてはこういう非常に大きな課題を審議しているところでございますので、できるだけ同じ方に同じような形で集まっていたら審議を継続するのが、一番じゃないかなというふうには考えております。個別のご事情があるとは思いますが、できれば継続してお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではこれもちまして、令和6年度第2回苅田町環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。</p>
------	--